

**デジタル社会の実現に向けた重点計画
に基づく財務省中長期計画**

令和4年（2022年）11月11日

目次

1.	基本事項	2
(1)	目的	2
(2)	現状と課題	2
(3)	計画目標	3
2.	デジタル社会の実現に向けた主な取組事項	6
(1)	デジタル原則に照らした規則の一括見直しに係るシステムの整備	6
(2)	デジタル庁が整備する共通機能の活用の徹底	6
(3)	実現に向けたプロセスの整備及び推進体制の強化	7
別紙	工程表	

1. 基本事項

(1) 目的

財務省は、「健全な財政の確保、適正かつ公平な課税の実現、税関業務の適正な運営、国庫の適正な管理、通貨に対する信頼の維持及び外国為替の安定の確保を図ること」（財務省設置法第3条）を任務とし、国民・事業者の利便性向上及び行政事務の効率化・高度化を目的として、所掌事務に関連する分野においてシステムを導入し、コスト削減に努めつつ活用してきたところである。

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）（以下、「重点計画」という。）の策定を受け、デジタル社会の形成に向けた個別の情報システムに係る業務改革（BPR）・経費削減等の方針や投資等を具体化した中長期的な取組を示すものとして「デジタル社会の実現に向けた重点計画に基づく財務省中長期計画」を策定するものである。

本計画は、令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までを計画の対象期間とする。

(2) 現状と課題

財務省の主な情報通信システム及びそれに係る所掌事務の現状と課題は以下のとおりである。

① 税務行政

税務手続については、これまでも「国税電子申告・納税システム（以下「e-Tax」という。）」の整備等により電子申告を推進してきたが、経済社会のデジタル化が一段と進展する中、納税者の利便性の向上を図る観点から、納税者の視点で、業務・システムを一体で見直し、手続オンライン化の徹底や添付書類の撤廃、ワンストップサービスの実現などに取り組み、デジタル化を一層推進するとともに、UI/UXの改善に取り組む必要がある。

課税・徴収事務については、税務手続のデジタル化とともに、組織内で書面中心からデータ中心の事務処理へと転換しつつ内部事務を集約処理することにより、効率化・高度化を図ることとし、そのために税務行政のインフラである国税情報システム（国税総合管理システム（以下、「KSK」という）及びe-Taxのこと、以下同じ）の見直しを行う。

国税情報システムの見直しに当たっては、保有する情報が納税者の権利・義務に直結することから、システムのセキュリティや安定運用を十分に確保することを前提に、既存のメインフレーム中心の構成からオープンシステム化された構成への最適化を図り、運用コストや機能追加経費の低減にも配意し、「納税者の利便性の向上」、「課税・徴収の効率化・高度化」を実現するための基盤づくりを目指す必要がある。

② 税関行政

税関手続については、官民連携の下、輸出入・港湾関連情報処理システム（以下「NACCS」という。）において、貨物の輸出入申告に関するオンライン化、ワンストップ化、システム統合等を推進してきた結果、輸出入申告の電子的処理率は100%近い水準に達しているところ、引き続き利便性向上等に取り組む。また、通関情報総合判定システム（以下「CIS」という。）において、NACCSによる輸出入通関処理に、的確かつ迅速に、税関が保有している過去の通関実績情報等を反映することで、税関業務の支援をしているところ、引き続き業務の効率化に取り組む必要がある。

他方で、経済・社会のグローバル化・ボーダレス化の進展や、国際的な物流や人的交流の拡大を背景に、限られた定員の下、電子商取引の更なる進展、今後見込まれる訪日外国人の増加及び国際情勢等の環境変化に対応するとともに、大規模災害、感染症流行時においても業務継続可能となるようシステムの強靱化を図りつつ、引き続き社会の安全・安心確保と適正かつ迅速な通関の両立を実現していくため、適切にNACCS・CISの見直しを行う。

NACCS・CISの見直しに当たっては、保有する情報が申請者等の権利・義務や税関の取締りに直結することから、システムのセキュリティや安定運用を十分に確保することを前提に、AI等先端技術の活用、運用コストの低減及び機能追加経費の投資効果にも配慮する必要がある。

(3) 計画目標

財務省の主な情報通信システム及びそれに係る所掌事務の現状と課題に対する計画目標は以下のとおりである。

① 税務行政

● 国税関係手続のデジタル化の推進

申告納税制度を基本とする我が国においては、納税者の自発的な納税義務の履行を円滑かつ適正に実現することが重要であり、更なるデジタルの活用により、これを実現していく。

そのため、国民が税務に関する手続を調べ、相談し、申告するまでの全体の流れについて、納税者の視点で、業務・システムを一体で見直し、UI/UXの改善による納税者の利便性を向上するとともに、業務やシステムの効率化・合理化を図る。

具体的には、チャットボットや確定申告書等作成コーナー、e-Taxなど関連するシステムの機能を整理するとともに、その連携等を図ることにより、利用者が円滑に手続を完了できる環境を整備する。また、その一環として、個々の利用者の特例適用（青色承認、消費税簡易課税等）の状況や過去の申告・納税履歴を一覧で確認できるページをe-Tax上に設け、このページを経由して各手続を行うことができるようにする。税務署からの通知についても、e-Taxのメッセージボックスを更に活用するなど、デ

デジタル化を推進する。

あわせて、マイナポータルとの連携拡充や、官民における年末調整控除申告書作成用ソフトウェア（年調ソフト）等の利用促進を図り、関連する諸システムも含めて、手続全体のデジタル化と UI/UX の改善を推進する。

KPI：法人税申告手続のオンライン利用率（令和 4 年度（2022 年度）末までに、89%）

KPI：所得税申告手続のオンライン利用率（令和 4 年度（2022 年度）末までに、65%）

KPI：相続税申告手続のオンライン利用率（令和 4 年度（2022 年度）末までに、35%）

●国税関係手続における自己情報のオンライン確認

あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会を目指すために策定した「税務行政の将来像 2.0」（令和 3 年（2021 年）6 月公表）に基づき、これまで税務署への来署又は郵送により確認していた各種特例適用状況（青色承認、消費税簡易課税等）や過去の申告・納税履歴等を、納税者又は税務代理人がマイナポータルや e-Tax により確認できる仕組みを構築し、このページを経由して各手続を行うことができるようにする。さらに、税務署からの通知についても、e-Tax のメッセージボックスを活用するなど、デジタル化を推進する。

KPI：令和 4 年度（2022 年度）までにマイナポータルを通じて過去の申告・納税履歴等を確認できる個人納税者用の仕組みを構築する。

●キャッシュレス納付の推進

国税の納付については、振替納税、クレジットカード納付、インターネットバンキング、ダイレクト納付など、様々なキャッシュレス納付が可能となっている。

また、国税の納付手段の多様化を図る観点から、スマートフォンを使用した決済サービスによる納付、いわゆるスマホアプリ納付については、令和 4 年 12 月の導入に向けて、必要な手続を進めている。

納税者の利便性を向上させるとともに、現金管理等に伴う社会全体のコストを縮減する観点から、引き続き金融機関や関係省庁と協力して、キャッシュレス納付の推進に取り組む。

KPI：国税納付手続（令和 7 年度末までに、40%）

●国税情報システムに係るプロジェクトの推進

国税情報システムについては、これまでも e-Tax のスマートフォン対応など利用者（納税者）の利便性の向上に対応しているほか、一部業務のオープンシステム化の

実施や運用等経費の削減に向けた取組を着実に進めているところである。

平成 13 年（2001 年）に全国で運用を開始した申告や納税の事績を一元的に管理する KSK システムについては、その後の税制改正等により複雑化・肥大化しているなどの課題があるところ、現行システム機器の更改時期である令和 8 年度（2026 年度）を目途に、令和 2 年度（2020 年度）からシステムの高度化（以下、「次世代システムの開発」という。）に着手している。

次世代システムの開発については、「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」を実現するためのインフラとして、

i) 書面中心からデータ中心の事務運営への変更といった BPR の実現、
ii) 税目別のデータベースやアプリケーションの統廃合、
iii) メインフレーム中心のシステム構成から、オープンなシステムへの刷新といったことをコンセプトとし、情報セキュリティ対策や安定稼働、システムの改修や機器の運用等経費の低減はもとより、AI などの最新技術の導入等を容易にすることを目指して開発を進め、現行システムの開発内容の精査も行いながら、円滑な導入を目指す。

KPI（進捗）：次世代システムの開発（令和 8 年度（2026 年度）システム更改）

KPI（効果）：システム運用等経費の低減

●死亡等に関する事項の税務署長への通知

当該手続については、現状、市町村から税務署に書面のみで行われているが、法務省の戸籍情報連携システムから政府共通ネットワークを介して、国税庁の KSK システムにオンラインで連携する仕組みを整備することにより、令和 6 年度（2024 年度）以降、市町村から税務署への死亡等に関する事項の通知を廃止し、行政事務の効率化を図る。

また、死亡等に関する事項と併せて通知されていた固定資産課税台帳の情報については、税務システム標準化の取組と並行して検討を進め、オンラインで連携する仕組みを整備することで、行政事務の効率化を図る。

KPI：①死亡等に関する事項の通知のオンライン化（令和 6 年度（2024 年度）以後）

②固定資産課税台帳の情報の通知のオンライン化（令和 6 年度（2024 年度）以後、順次）

●国税地方税連携の推進

国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を目指し、平成 23 年度（2011 年度）以降、国税・地方税当局間で情報連携の仕組みを構築し、所得税・法人税申告書、法

定調書等の情報について、その対象となる情報の拡大を図りつつ、連携を実施してきたところ。

一方で、連携システムの対象外となっている情報については、引き続き、書面による照会・回答や、実地による閲覧等に対応しており、国税・地方税当局双方の事務負担となっている。

令和8年度（2026年度）に予定している国税情報システム及び地方税のオンライン手続のためのシステム（eLTAX）の刷新・改修や、地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化の取組を踏まえ、費用対効果を考慮した上で、当該仕組みの連携対象情報の更なる範囲拡大を検討するとともに、国税・地方税当局間での個別照会・回答業務のデジタル化を目指す。

KPI（進捗）：連携対象となる情報の増加

KPI（効果）：国税・地方税職員の業務の効率化効果

② 税関行政

現行のNACCS・CISにおいては、これまでのシステム更改により、我が国に輸出入される全ての貨物を国境で管理する一連の業務を行い、国民の安全・安心の確保、適正かつ公平な関税等の徴収、貿易円滑化の推進を図ってきたところ、今後、税関行政の中長期ビジョンであるスマート税関構想2020の実現及び政府方針である「クラウド・バイ・デフォルト」に基づくクラウドサービスを活用したシステムの強靱化を図るため、令和7年（2025年）10月にシステム更改を行う。

2. デジタル社会の実現に向けた主な取組事項

(1) デジタル原則に照らした規則の一括見直しに係るシステムの整備

財務省は、「デジタル原則に照らした規制一括見直しプラン」（令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会決定）に基づき、規制の見直しについて検討しており、システムの整備が必要となる規制については、今後予定している一括見直しプランに関する工程表の作成により調査・検討することを予定している。

(2) デジタル庁が整備する共通機能の活用の徹底

各情報システムについて、品質・コスト・スピードを兼ね備えた行政サービスの実現に向けて、デジタル庁が検討しているアーキテクチャに基づき整備されるガバメント・クラウド、ガバメントソリューションサービス、ベースレジストリ等の共通機能の活用を徹底する。

このうち、特にガバメント・クラウドへの移行に当たっては、単なるクラウド移行ではなく、ガバメント・クラウド移行に併せて、サービスデザインの観点を踏まえた徹底

した業務改革（BPR）を行うとともに、システムのモダン化・クラウドネイティブ化、ガバメント・クラウド上の共通機能の活用を徹底することにより、運用等経費及び改修経費の3割削減によるシステム経費の最適化を図り、利用者にとって利便性の高いシステムへ刷新できるよう着実に取組みを進める。

また、利便性とセキュリティ両面を確保したネットワークへの統合に向けて、ネットワーク更改等を契機に、ガバメントソリューションサービスへ移行するため、デジタル庁と連携して取組を進める。

このため、PMOに各情報システムのクラウド移行等に係る支援体制を整備するとともに、優先的に取り組むべきシステムを定め、ガバメント・クラウドやガバメントソリューションサービス移行に当たって、集中的にBPR・システムのモダン化等のシステム刷新に取り組んでいく。これらの取組は、適時・適切にプロジェクト計画書に反映し、PMOにおいて実施状況を監理する。

(3) 実現に向けたプロセスの整備及び推進体制の強化

本計画の取組を確実に実施するため、PJMOは各情報システムのプロジェクト計画書の作成を徹底するとともに、関係部局と連携しつつPMOにおいて同計画書に基づくプロジェクト監理を実施する。

また、デジタル庁と連携しながらデジタル人材の確保・育成に取り組む、PMO・PJMOの推進体制の強化を図る。